

I P 通信網サービス契約約款(OCN) (共通編) 【現改比較表】 2025年6月27日現在

～2025年6月30日

2025年7月 1 日～

附 則（令和 7 年 6 月 12 日 光事推第 000600000735-01 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日までの最初の定額利用期間満了を迎える当月から翌々月までの間に、同表の右欄の契約とみなして取り扱うための変更をおこないます。

第 2 種契約

旧 2 年割

第 2 種契約

新 2 年割

第 2 種契約

旧 2 年自動更新型割引

第 2 種契約

新 2 年自動更新型割引

3 第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスについて 3 年の定期利用の申出があって、基本額から減額の適用を受けている第 2 種契約者が、定期利用の解除、定期利用期間に係る第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更又は第 2 種契約の解除（別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。））第 17 条（第 2 種契約者が行う第 2 種契約の解除）に規定する初期契約解除があったときを除きます。）があったときの違約金 20,000 円（不課税）を、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの最初の定額利用期間満了を迎える当月から翌々月までの間に、3,600 円（不課税）とする変更をおこないます。

～2025年6月30日	2025年7月 1 日～
	<u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた第2種オープンコンピュータ通信網サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>